

## アンケート結果から読み解く 電子処方箋導入に向けての情報

2024年5月23日

はじめに

本資料は、令和5年度日本病院薬剤師会学術第3小委員会で実施した既に電子処方箋管理サービスを導入している施設へのアンケート調査から得られた意見をもとに、電子処方箋の準備作業について、とりまとめたものである。今後、導入される施設の一助になれば幸いである。

なお、本資料は、調査時点（2024年3月）で作成したものである。各医療機関で導入しているシステムや、電子処方箋管理サービスの機能拡張の状況により、医療機関で準備が必要な項目は変わる可能性があるのご留意いただきたい。

### 1. オンライン資格確認システムの運用

電子処方箋の導入は、オンライン資格確認システムを基盤とする。

オンライン資格確認システムでのマイナンバーカードによる資格確認を実施していることが望ましい。

### 2. 被保険者番号

電子カルテやレセプトシステムで個人単位の被保険者番号（いわゆる枝番を含む）の登録が必要である。

被保険者番号の不備は、電子処方箋の発行、受付時点でエラーが出るので注意が必要である。

### 3. 院内の運用調整

電子処方箋に対応するためには、各医療機関でどの部署が中心となって進めるかを定める必要がある。

施設によりどの部署が中心となるかは異なるが、当該部署を中心に薬剤師も積極的に協力し院内の運用等を検討、調整する必要がある。

### 4. 医薬品マスタの整備

電子処方箋では、医薬品のマスタを登録する必要がある。医薬品のコードとして、YJコードやレセプト電算コード、一般名コードが必要である。

5. 用法マスタの整備

医療機関では、用法のマスタを登録する必要がある。

用法マスタは、国が提示する標準コード、汎用コード、ダミーコード、拡張コードのルールに従って整備する。

特に利用していない用法を事前に整理することで、電子処方箋用の用法との整合性の確認（突合）作業が軽減できる。なお、国の提示する用法マスタと完全に一致しなくても運用は可能である。

6. 数量や単位の変換

電子処方箋に基づく処方・調剤時には、病院と薬局で数量・単位の変換ミスが発生することがあるので注意が必要である。

病院と薬局で数量・単位が正確に送受信されていることを確認する必要がある。

ただし、テストデータの送受信の確認ができない場合は、病院職員等を実患者（内容はダミーでも良い）として確認する、もしくは、フェーズ1（紙運用との併用）の段階で確認する。

7. 病院情報システム会社（ベンダ）との調整

電子処方箋の発行は、病院情報システム（電子カルテシステム）の入力をもとに行われる。そのため各施設が導入する病院情報システムの会社（ベンダ）と綿密な調整や機能確認が必要である。

8. 導入時の運用方法

電子処方箋はフェーズ1（紙の処方箋との併用）、フェーズ2（処方内容控えの発行）の2段階となっている。

フェーズ1：紙の処方箋（原本）を発行。紙の処方情報も電子処方箋管理サービスに登録される。

フェーズ2：電子処方箋を発行。院外処方の患者には処方内容控えが渡される。

フェーズ1から始めることで、医薬品、用法、単位の日データ連携に異常がないかを確認することができる。

フェーズ2から始める場合は、データが正しく送受信できていることを確認の上、開始することが望ましい。

9. 併用禁忌、重複処方・投薬チェックへの対応

電子処方箋管理サービス上で併用禁忌、重複処方・投薬等のチェックがかかった場合の取り扱いを決めておく必要がある。

10. データ連携

併用禁忌、重複処方・投薬チェックを活用するためには、薬局での電子処方箋管理サービスへのデータアップロード（調剤結果の登録）を積極的に行う体制を整備することが望ましい。なお、今後、院内処方の登録も想定されているので、対応できる体制も検討が必要である。

11. 職員の理解

各医療機関の職員は、電子処方箋に対する理解を深めその運用を把握する必要がある。

12. 患者への啓発

電子処方箋の利用を円滑に進めるためには、マイナンバーカードの利用も含め患者への啓発が重要である。

薬局の応需状況など患者に情報提供することも有効である。

13. 周辺の医療機関や薬局との調整

電子処方箋は病院や診療所と薬局で双方向に情報を送信するため、医療機関と薬局の対応状況やデータ連携方法の集約が円滑な運用に必要である。

地域で他の医療機関や薬局と密に連携し、運用を調整することが望ましい。

14. トラブル対策

システムトラブル発生時や大規模災害時等、電子処方箋管理サービスが利用できないトラブルを想定した運用を事前に調整する必要がある。

15. 費用

電子処方箋を導入するにあたり、補助金など最新の情報を確認する必要がある。

電子処方箋の機能拡張により費用が発生することがあるため注意が必要である。

電子処方箋は、薬物療法を安全に行うために必要な医療DXの一つである。各施設では積極的に電子処方箋を導入していただくようお願いする。